

平成21年度第3回

## 新宿区みどりの推進審議会議事録

平成22年1月22日(金)

新宿区みどり土木部みどり公園課

## 平成21年度第3回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成22年1月22日(金)

午後1時30分～午後3時16分

本庁舎6階 第二委員会室

### 1 開 会

### 2 審 議

(1) (仮称)新宿区魅力ある身近な公園づくり基本計画[素案]について

(2) 保護樹木等の指定及び解除について

### 3 報 告

(1) 緑確保の総合的な方針(案)について

(2) みどりのモデル地区、保護樹木制度の拡充事業の実施について

### 4 その他

連絡事項など

### 5 閉 会

#### 配付資料一覧

1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿(第10期)

2 (仮称)新宿区魅力ある身近な公園づくり基本計画[素案]

3 " 概要版

4 保護樹木の指定及び解除について

5 緑確保の総合的な方針(案)について

6 みどりのモデル地区、保護樹木制度の拡充事業の実施について

参考 新宿区みどりの条例・同施行規則(抜粋)・新宿区みどりの基金条例

参考 新宿区みどりの基本計画(回収資料)

参考 新宿区みどりの実態調査報告書(第6次)(回収資料)

審議会委員 12名

会 長 熊 谷 洋 一 委 員 池 邊 このみ

委 員 斉 藤 馨 委 員 渋 江 桂 子

委員 金田宣紀  
委員 林直樹  
委員 椎名豊勝  
委員 土屋正

委員 渡辺芳子  
委員 藤野美千代  
委員 高橋良孝  
委員 藤田茂

はじめに

みどり公園課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成21年度第3回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

本日事務局を務めさせていただきます、私、みどり公園課長の城倉と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、傍聴、3名の方がいらっしゃっています。これは、きょうの審議事項の一つである魅力ある身近な公園づくり基本計画の策定につきまして、お手伝いをいただいているコンサルの会社の方です。本日は、事務局といたしましては、審議内容から公開しても支障はないというふうな判断をいたしましたので、公開とさせていただきたく、皆様の御了解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、改めまして新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

1月、新年明けてお忙しい中、皆様、御出席いただきましてありがとうございました。

本日の審議会ですけれども、3時を目途に一応終了させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

マイクの使用方法ですけれども、改めまして、御発言なさる場合は、手前のマイクの4番のボタンを押していただいて、マイクの下に赤いランプがつくんですけれども、そこがつかましたら御発言をお願いしたいと思います。御発言が終了いたしましたら、5番のスイッチを押していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事進行を会長にお願いします。よろしくお願いいたします。

開会

熊谷会長 それでは、遅まきながら明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

これより平成21年度第3回新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

最初に、事務局より本日の出席状況についてお願いをいたします。

みどり公園課長 それでは、出席状況につきまして御報告いたします。

本日は、輿水副会長、それと武山委員から事前に御欠席の連絡をいただいております。あと1人、齊藤真知委員がまだいらっしゃっていないんですけれども、出席の御連絡をいただ

いていますので、後からいらっしゃると思います。残り12名の方が御出席ということで、本日の会は成立いたします。よろしくお願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

次に、本日の資料について事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 本日、資料をお手元に配付しております。御確認をいただきたいと思います。

まず、本日の式次第、A 4、縦用紙の1枚がございます。

その下に、資料1、審議会の委員の名簿でございます。

その次に、ちょっと分厚い資料2、（仮称）新宿区魅力ある身近な公園づくり基本計画[素案]、これが資料2でございます。

続きまして、A 3判、横使いの2枚つづり、この魅力ある公園づくりの概要版でございます。

その次、資料4でございます。保護樹木等の指定及び解除について、これはA 4、1枚でございます。

続きまして、資料5、緑確保の総合的な方針（案）について、これがA 4、1枚用紙でございます。

その次、資料6、みどりのモデル地区、保護樹木制度の拡充事業の実施について、これもA 4、3枚の資料でございます。

それと、参考といたしまして、新宿区みどりの条例。あと、既に皆さん、お持ちかと思いますが、新宿区みどりの基本計画と新宿区みどりの実態調査報告書（第6次）です。終了後回収をさせていただきたいと思います。

資料は以上ですけれども、過不足ございましたら御連絡いただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

では、資料については以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

（仮称）新宿区魅力ある身近な公園づくり基本計画[素案]について

熊谷会長 それでは、議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

本日は、特に、（仮称）新宿区魅力ある身近な公園づくり基本計画[素案]について重点的に審議をお願いしたいと思っております。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは御説明させていただきます。

昨年度策定いたしました新宿区みどりの基本計画というのがございます。この中の重点施策の一つ、46ページになりますけれども、行動計画15というところで、魅力ある身近な公園をつくります。との記述があります。内容として、町の財産である既存公園の再整備を区民と協働で進めるとともに、公園の利用実態とニーズを調査し、魅力ある身近な公園づくり基本計画を策定しますということになっています。この基本計画策定を今年度行っている状態ですけれども、これについて今日は御審議をいただきたい。既に素案として資料2ということで配付させていただきました。これを今年度中に策定をしたいと考えております。計画という名前がついていますが、具体的に何年度に何をやるということは入っておりませんで、一応、区の課としての方針を出すとの考え方で進めています。これからこの方針に基づいて、区の総合計画や実施計画に反映させていくという趣旨で今回策定するものでございます。

計画を策定するに至った経緯ですけれども、これを取り巻く社会状況の変化があります。どういうことかといいますと、少子高齢化や生活意識の変化ですとか生活スタイルの変化、また環境や防災に対する公園の役割が増大しているということで、それらのことを含んだ新しい公園づくりをしていくことを目指して本計画を策定するに至ったわけです。今までは既存の公園において、具体的にいろいろな問題が発生しています。犬の公園利用の問題、それと、小さいお子さんがキャッチボールをやりたいけれども、公園が狭くてできないですとか、使われていない公園がたくさんあることですか、そういう問題が顕著になってきています。新宿区には今、区立公園として185ぐらいあるんですけれども、その3分の2が1,000平米以下の小さな公園なので、それをどう生かし、活用していくかを今回改めて方針として出していきたいとそれをどう生かし、活用していくかを考えております。

それでは、詳しい説明を担当のほうからさせていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局 それでは御説明させていただきます。私、担当のみどり公園課公園計画係、高橋と申します。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料と前に映しているパワーポイントの画像、両方を見ていただきながら御説明をしたいと思います。

(仮称)新宿区魅力ある身近な公園づくり基本計画[素案]についての御説明でございます。

進め方としまして、まず初めに説明のほうを、大体20分前後になろうかと思いますが、お時間をちょうだいいたしまして、その後、御審議を賜りたいかと思っています。よろしくお願いいたします。

資料としましては、お手元の資料2、3になります。冊子となっている資料2が公園づくり基本計画〔素案〕の本編になります。A3の2枚つづりの資料3、こちらが概要版でございます。

本計画の素案は、私どもみどり土木部の職員が中心となり、課題の整理、公園づくりの方針、施策の展開等を討議、検討して取りまとめてまいりました。取りまとめに際しては、学識経験者として東京農業大学の金子教授にアドバイザーをお願いして、御指導をいただいております。こうしてまとめたものがお手元の素案でございます。

それでは、まず本計画〔素案〕の構成から御説明いたします。

この計画〔素案〕の構成としては、5章立てになっております。第1章として計画の基本事項を掲げております。ここでは本計画の位置づけ、目的、対象、計画の期間等を述べてございます。次に、第2章、こちらは公園の現状と課題、第3章に公園づくりの理念と方針、ここでは本計画の理念、目的、今後の公園づくりの基本となる考え方等を述べてございます。続いて第4章、公園づくりの施策、ここでは本計画で取り組んでいく施策等を取りまとめております。最後の第5章でございますけれども、公園の配置計画やこうした取り組みを区内各地域ごとに当てはめた地域別の方針等を掲げてございます。

以上が本計画〔素案〕の構成になります。

それでは、順を追って御説明させていただきたいと思っております。お手元の資料3、A3の2枚つづりの方をごらんさせていただきたいと思っております。

1枚目、今、前のパワーポイントに出ている画像と同じものでございますけれども、こちらの方に本編の第1章と、それから第3章までの内容を載せてございます。

各章ごとの大きなくくりとして、左から順に、（パワーポイントの画面を指しながら）こちらが第1章、続きまして第2章、そして第3章というような並びで概要としてまとめております。

では、こちらのこの第1章、計画の基本事項から御説明したいと思っております。

では、まず計画の基本事項になります。

まず、本計画の目的をこちらでは掲げてございます。目的としましては、区民にとって身近な公園をより魅力あるものにしていくということでございます。その背景としては、先ほ

ど課長が申したように、利用者ニーズの多様化ですとか少子高齢化等の社会状況の変化等がございます。また、平成19年12月に区の総合計画を策定いたしました。また、昨年、当審議会でご議論をいただいたように、みどりの基本計画の改定を受けて本計画を策定することになった経緯、経過がございます。

こうした位置づけは、ちょっと前面の画像ではないのですが、お手元の資料の2、厚い方の本編、こちらの冊子の2ページをごらんいただきたいと思うのですが、こちらに位置づけというものを載せてございます。基本構想等を受けておりますが、直接的には新宿区みどりの基本計画、こちらを受けて今回の計画を策定しております。このような位置づけになっております。

続きまして、今見ていただいたような位置づけにありますので、今回のこの計画の計画期間といたしましては、上位計画となる区総合計画及びみどりの基本計画、こちらの計画期間の終わりに計画期間を合わせまして、本計画としては、平成22年度から平成29年度までの8年間、これを計画期間としております。

続きまして、本計画の対象でございます。本計画においては、新宿区が設置・管理する公園を主な対象として考えております。しかしながら、機能分担、その他、配置等を考える際には、当然、国や都、隣接自治体の公園、その他公園以外のオープンスペース等も視野に入れて、連携やネットワーク等を考えております。

以上が、第1章の部分、お手元の資料、概要版ですと一番左の括弧のくくりの部分をご説明させていただきました。

続きまして、第2章、公園の現状と課題でございます。

資料、概要版では中央の部分になります。

ここでは現状と課題を、枠で囲った6つの項目にまとめてございます。1番目の公園の不足についてでございます。都市公園法施行令に、住民1人当たりの面積標準が5㎡以上というのがございますが、区内ではこれを満たしていない現状において、公園の不足、公園の確保というものが重要な課題であります。従いまして、公園の不足をまず課題の第1番目として掲げてございます。

しかしながら、そうはいつても、新宿区内で公園に適する用地、十分な広さを持った用地を公園として確保するという事は非常に困難でございます。また、財政状況等も厳しい状況がございますので、こうした用地を積極的に確保していく、という施策展開は難しい状況でございます。

そこで次に、小規模な公園の機能と魅力の向上というものを課題の2番目に挙げてごさいます。

先ほど課長が申したように、区内で新宿区が管理する公園は185園ございまして、そのおよそ3分の2に当たる123園、こちらが1,000平米にも満たないような小さな公園でございます。こうした公園は既存のストックとしてはたくさんあるのですが、小さい敷地に、例えば、いわゆる三種の神器と申しておりましたブランコ、砂場、滑り台といったような、そういう遊具を備えたり、あれもこれもといろいろな機能を盛り込んだりしてございまして、かえって使い勝手が悪かったり、どの公園も似たり寄ったりで魅力に乏しい、それで余り利用されていないというような状況がございまして、本計画では特にこのあたりをポイントに、ではどのように改善していくかということを出し出していくことが本計画の意義の一つかと考えております。

以下、残りの4つの課題として、安心感、それから施設の老朽化、サポーター制度、運営、にぎわいなどの課題がございましてけれども、これらを改善していく施策、お手元の資料ですと2枚目になりますが、こちらで施策として体系化を図ってございまして、こちらは後ほど御説明したいと思います。

以上が、資料3、1枚目の中央の部分、本編の第2章の内容になります。

続きまして第3章1枚目の右側の囲いの部分でございまして。

公園づくりの理念と目標ということで、1番目の項目として理念が掲げてございまして。理念につきましては、現在、計画全体の内容との整合などの面から、調整中のところがございます。本資料では例示として挙げさせていただきました。区総合計画での目指すべきまちの姿では、安らぎやにぎわいなどをキーワードとしており、こうしたものを取り入れた表現になろうかと思っております。

続きまして、2番目の項目として、計画策定に当たって特に重視する3つの視点を掲げてございまして。これは、先ほどご説明した第2章の公園の課題、これを改善する取り組み、施策を検討する過程で、課題自身が多岐にわたる項目であったり、いろいろなレベルの違うような問題が入っていたりと、私どもワーキングで検討する際に非常に悩みまして、それを今回策定する計画ではどのような形でアプローチしていけばいいのか、または論点を集約して施策を掲げていく際にどんなふうを考えていくか、そのようなことを考えまして、その際に、課題に対するアプローチの仕方、考え方等を視点として3つに絞ったものが、お示しをしている視点の3点でございまして。今回は、視点の1から3に挙げたように、公園のグループ化

による機能分担、公園を区民活動の場とすること、にぎわい、安らぎをキーワードにこれからのまちづくりを進めていくというようなことを課題改善に向けた視点としてございます。

続きまして、目標でございます。本計画の目標といたしましては、平成29年度までの計画期間中の目標として3項目、資料にある上3つを掲げてございます。それから将来の目標として1項目を掲げてございます。これらの目標でございますが、上位計画となる新宿区の総合計画及びみどりの基本計画、こちらとの整合性を図るという意味で、今回挙げている項目は、いずれも区の総合計画及びみどりの基本計画に掲げている項目と同じ項目を挙げてございます。

以上で、資料3、概要版の1枚目のご説明を終わります。ここまでが本編の1章から3章に当たるところでございます。

それでは引き続きまして、資料3、概要版の2枚目、こちらの御説明に入りたいと思います。

ここでは、第2章でまとめた公園の課題に対する施策を体系化してございます。施策の体系化に当たっては4つの方針を掲げ、この各施策がそれぞれの方針、いずれかの下におさまるような形で整理しております。

先ほど御説明した3つの視点とのかかわりでございますが、これは、先ほどの3つの視点というのは、課題の解決に向け、今施策の体系で挙げている各施策、こちらをいろいろ私もワーキングで挙げていく際に用いたものですが、施策を体系化するという作業において、この4つの視点というもので再整理をしてございます。従いまして、施策の体系の図化に当たり、先ほどの3つの視点というのはこの図には出てこないで、課題の部分から直接この4つの方針に結びついて、その下の施策展開に結びつけていくと、そのような図として整理をさせていただきます。

方針の1、公園をふやす、方針の2、公園をレベルアップする、方針の3、公園を活かす、方針の4、公園をはぐくむという4つの方針のもとに、こちらに並べています1-1の公園の新設・拡充から、4-2事業者との連携、これら等の施策、そしてその下の枝として23の枝施策を掲げてございます。

なお、方針の1、2が主にハードの面、それから方針3、4、こちらが主にソフトの面として取りまとめてございます。

この図の一番右の欄、こちらに、これから施策として具体的に進めていく取り組みを例示してございます。特に赤字で記載した項目は、重点的な取り組みとして進めていくものを挙

げてございます。

以上、資料3の概要版に沿って御説明させていただきました。

なお、本編では第5章として公園の配置計画を載せてございます。公園の配置計画では、公園の機能に注目して検討してございます。公園の機能としては、資料3、概要版の1枚目の右側の図、もしくは本編の18ページに図をまとめてございますが、そのような機能を考えてございます。

また、地域においておおむね歩いていけるような身近な範囲でまちのブロックというものを想定したときに、こうした機能がそのブロック内にある公園で充足されているかどうかというものを確認しました。

資料2の本編でございますが、こちらの51ページ、52ページに、機能の充足に向けた模式図としてこのような図を載せてございます。

これを御説明しますと、四角いこの範囲、これをまちのブロックとして想定したときに、地域の核となる、ある程度の広さを持つ公園、そして、そのほかに小さな公園があるような場合を模式的に示してございます。複数の機能を備える核となる公園、そして周囲にそれぞれいろいろな機能を持った小さな公園がある、そういうものを連携することによってこのブロック内の機能が充足していると、そうした状況を示しております。これが の図でございます。

そうは申しても、現実には、そのような核となる公園はかなり少ない状況でございます。実際は、小さな公園が幾つかブロック内にある、といったような状況が多く見られます。この場合は、次 の図にあるように、小規模の公園のグループ化というものを考えてございます。小さな公園では、先ほど申したように、三種の神器といった、お決まりの遊具などを備えた、かつての児童公園の形態を残すものが今でもまだかなりございます。こうした公園が近くにある場合、例えばこれらを一つのグループとして考えて、これを核となる大きな公園、これのかわりに複数の機能を持たせてはどうかと、そのように考えて機能の不足というものに対応していこう、とした考え方を示してございます。これが の図の考え方でございます。

さらに、このような考え方をとつても、それでもさらにまだ機能の不足が満たされないというような場合には、例えば、小さなブロックではなくて、隣接するブロック、これを複数のブロックでネットワークを図る、もしくは公園以外の施設、例えば公開空地等、公園的な空間と連携を図ることによって、その機能の不足というものを解消していこうと、その考え方を模式的に示したものが、この の図の形でございます。例示としまして、テニスコート

とか野球場などのような本格的なスポーツ施設、こういったものは、各ブロックごとに備えるというよりは、もっと広い範囲で確保することを考えていく必要がございます。また、公園以外の施設、スポーツ施設の配置などもあわせて考えていく必要がございます。こうしたことを模式的に示したものでございます。

こうした機能分担やほかのブロック、そしてほかの施設、こうしたものとの連携の考え方を踏まえて、新宿区内の10箇所の地域ごと、それぞれに当てはめたものが、本編の55ページ以降に掲げてございます地域別方針になります。ただ、ここで地域別方針と掲げてございますが、実際に個別の施策や事業を実施する際には、この方針をそのまま実施するというのではなく、区のこうした方針・考え方をまず地域の方にお示しをして、その上で、ワークショップ等、地域の方々の参加や御意見等をいただきながら事業を進めていく、その最初の取っかかりになるものを今回まとめてございます。

駆け足で恐縮でございますが、説明は以上です。

なお、お手元の資料、素案に関しても、まだ庁内で現在チェックを進めている最中の部分もございます。細かい点についてはまだ修正等あるかもしれませんが、先ほど課長が申したように、年度内に本計画を策定するものとして進めてまいりたいと考えてございます。

よろしくお願いたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

以上、事務局で説明がございましたが、ここで質問や御意見があったらお伺いしたいと思います。

事務局、時間のほうはどのようにお考えでしょうか。

みどり公園課長 ほかの審議事項もございしますが、おおむね2時半過ぎぐらいまで。30分から40分ぐらいでお願いしたいと考えております。

熊谷会長 この計画取りまとめのスケジュールはどのように考えておられますか。

みどり公園課長 この審議会で御承認いただきまして、3月までに策定にこぎつけたいと考えております。

今後ですけれども、ある程度の合意がいただけた時点で案とりを行いまして、正式に公園の方針として4月以降に印刷物として出していきたいと考えております。

熊谷会長 わかりました。

それでは、以上のようなことでございますので、3～40分をめぐりに御意見を賜りたいと思います。今、事務局から御説明がありましたように、これが完成案ということではないの

で、いただいた御意見をもとに修正等について事務局のほうで十分に対応したいというふうに考えておるようでございますので、どうぞ忌憚のない御意見をいただけたらと思います。

どうぞ、どなたからでも結構でございますから。

それでは、渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員 渡辺でございます。私は神楽坂の近くに住んでおまして、あさひ児童遊園の公園サポーターを一昨年からやっております。それで、これはなぜかと申しますと、地区協議会というところで、笹笥地区は割合緑が少ないので緑をふやしましょうということで発足して、その続きとして公園に花を植えて、そこのサポートをしてくださいということでしております。とてもかわいい公園で、去年は滑り台、赤、黄色、緑のとてもかわいいのができました、チボリ公園のような感じの。そうしましたら、てっぺんのこういうかわいい屋根のマークが屋根がついていたんですけれども、急になくなってしまったんですね。とられてしまった。それで、区民からないほうがいいというお話をちょっと聞いたのでとりましたということなんですが、私たちはとてもかわいくて、シンボリックだったのでちょっと残念に思っております。

それからもう一つ、別に変なことをなさるわけではないんですけれども、あさひ児童遊園にお一人のホームレスさんがいるんですね。でも、その方は常駐していらして、きょうも来るときに上から下までコートを着て、荷物をいっぱい置いてあるんですが、こういう基本計画、すばらしいんですけれども、そういうことの対策はいかなものかなとちょっと思いました。何をやるわけではないのでいさせてあげたい気持ちもするんですが、多分、夕方なんか、お子さんたちが1人、2人で来たときは、余り遊ばないで帰ってしまうのではないかと思っております。

それからもう一つ、近接する公園をグループ化するということ、その具体的なことはどのようなになるのか、素案があったら教えていただきたいと思う。

その2つでございます。お願いいたします。

熊谷会長 今の御質問について、事務局のほうでお答えをお願いしたいと思います。

みどり公園課長 それではお答えをいたします。

まず最初の遊具の件ですけれども、隣のマンションの方から、日が当たるとまぶしくて、それが家の中に入ってきてしまうということで、とりあえず外させていただきました。そういう光の反射しないもので何かいいものがないかと今検討中だということで、御了解をいただきたいと思います。

それから、いわゆるホームレスの方の問題、これはもうここだけの問題ではなくて、中央公園を初め区内の公園、相当なところにやはりホームレスの方がいらっしゃいます。特に、リーマンショック以来、さまざまな問題になっておりますけれども、人権問題ということもあり、なかなか公園から出ていってもらえないのが現状です。ただ手をこまねいて待っているだけではなくて、いわゆるソフトの面で、先ほどもサポーターをしていただいているということなんですけれども、花植えということも含めていろいろな利用をしていただいて、常に公園に人がいるというような状態をつくっていけば、おのずとそういう方もいにくくなるのではないのかなと考えています。見回りもしょっちゅうして、注意もしていますし、時には警察にもお願いはしたりしているんですけれども、一時的に追い出しても、また戻ってきてしまうようなところもありまして、なかなか解決しないということが現状です。

それと、グループ化という話をいたしましたけれども、例えば、今、あさひ児童遊園についてはボール遊びができないことになっています。大きな遊具があって、小さいお子さんが遊んでいただくという利用を想定しています。ここで、キャッチボールをしたいといらっしゃったときに、ここではできなくても、あさひ児童遊園のそばの公園、例えば山伏公園を利用していただくとか、その近くの別の公園にキャッチボールができる施設をつくって、キャッチボールをするときはそちらの公園、それから遊具を使って遊ぶときはこちらの公園。例えば、これから高齢者社会が進行していく中で、健康遊具をよく設置していますが、これも機能分担を図って、高齢者の方が健康のために健康遊具を利用したいときはそちらの公園を利用していただくというように、一つの地域の中の小さい公園を合わせて一つの公園的なものにしたいと考え、それをグループ化としているところでございます。

熊谷会長 ほかにございますでしょうか。

それでは、池邊委員、お願いいたします。

池邊委員 少し全般的なお話をさせていただきたいんですけれども、今回、この魅力ある身近な公園づくりということで、私も区民としてとても期待したいところなんですけれども、どうもやはり従来型の公園整備の内容に少しとどまっているのが、今出すにはちょっと内容的にいかがなものかなというところが少しお話ししたいところなんですけれども、全体的には、景観ですとか生態系、環境配慮ですとか、最近ですとソーシャル・キャピタルというか、そういったような地域力というような形で訳されていますけれども、さらには、ここでもまちづくりの核となる公園空間の利活用というふうな感じで書いてあるんですけれども、

やはり公園を核とした地域再生ですとか、あるいは高齢者への配慮とかもあるんですけども、最近ですと、私の住んでいる地区なんかでは民間の保育園もたくさんありまして、幼稚園の場合は園庭がかなり確保されている場合が多いんですけれども、保育園の児童が、皆さん、御存じのように、あの箱のようなものに乗せられてあの公園で遊んでいる実態というのが結構あるんだと思うんですけれども、今回のこれを見せていただいて、そこで遊ぶ、要するに遊んだりにぎわっている人のライフスタイルとか、どういうイメージでその人たちの笑顔がこの公園であるのかというところが全然見えてこなくて、どちらかというところ、公園の空間整備という感じに非常に見えてしまうところが少し残念な部分かなと思うんですね。

この前も、ちょっと私のそばで30坪ぐらいの空き地がずっと売れなくて、不動産不況で、裏にあるんですけれども、そこが本当に3カ月ぐらい放置されて、もう半年ぐらいになるんですけれども、3カ月ぐらいかたったときに結構大きなバツタとかが出てきているんですね。そういうようなものが、新宿区は幸いにして、小さな公園ばかりですけれども、周りに水辺とかもあるので、いろいろな昆虫だとか、あと我が家にも10種類ぐらい鳥が来たりもするんですけれども、そういうものとどう子どもとかが交わるのかというあたりの視点も少し欠けているのではないかなと。その辺の、従来の公園と、ここ20年ぐらいどんどん公園に対する考え方が変わってきて、社会的な意味と生態的な意味と、大きく景観的な意味と、あと環境配慮という低炭素時代の公園としてどう考えるかという、その4つあたりと、その一方で、地域社会と公園がどう交わって、公園をてこに地域を活性化できるのかと、その辺の視野をもう少し入れていただくと、区民にとって、この公園が変わることによって私たちの生活にも何となく活性化するのではないかというような、何か新たな希望があるような感じがするんですけれども、よろしく願いいたします。

熊谷会長 今のは御質問というよりも御意見ですけれども、何か事務局からございますか。

みどり公園課長 的確にお答えできるかどうかかわからないんですけれども、やはり小さな公園というのは活用がなかなか難しいということは常々考えております。現実にも、周囲を高いビルに囲われて、その谷間にあるような小さな公園は、現実的には使われていないというような現状がかなりあります。ただ、委員、おっしゃったように、例えば、保育園と小さな公園が隣接しているようなところは何カ所があります。それは今、柵で仕切られて、別々になっているところが結構ありますけれども、そうでなくて、逆に園庭みたいにして利用しているところもあります。例えば、信濃町保育園と信濃町児童遊園、それから私立ですけれども、二葉乳児院と出羽坂児童遊園というのがあります。その辺は、今計画の中で、例えば、柵を

とり外して園庭的な取り扱いをするですとか、そういうことでもう少し利用が図れるのかな  
ということは、地域別の方針の中で少しは記述があるかと思うんですけども、そのように  
考えております。

環境面の配慮ですけれども、子どもの遊びと環境、自然、生物、なかなか難しいところは  
ありますけれども、緑の担当の部署と連携を図りながら、例えば、今ある新宿中央公園の一  
部にあるビオトープを生かしながら、それと落合公園の中にも小さな池があって、その中で  
ちょっと自然的な管理をしているですとか、その辺で少しずつ広げていけたらなという考え  
は持っています。遊びと自然とを小さな公園の中に置いて、なかなかうまく一つに結びつか  
ないと、そういうジレンマが私どものほうであるように感じています。

地域社会との交わりですけれども、先ほども渡辺委員にもやっていただいているサポータ  
ー制度、これはかなり進んできていますが、まだまだというところがあって、より充実させ  
たいということはこの計画の中でもうたっているんですけども、メニューは決まっていま  
せん。何でもいいんです。最初は掃除をするだけ、ただ見回りをするだけでも構いませんと  
いうことで、渡辺委員の場合は花壇をやっていただいています。花植えは、区で花をお配り  
して、地域の方に植えていただく、そういうところから、地域がいつも率先して、その公園  
にいていただくというような施策は、今後もなお一層進めたいと考えております。その辺も  
含めまして、委員、おっしゃられることは、改めて、この公園をどうやって生かしていくか  
というのをもう少し考えていきたいと思えます。

熊谷会長 それでは、渋江委員、お願いいたします。

渋江委員 渋江です。今のお話にも少し重なるんですけども、質問と意見をまぜながら幾つ  
か伺います。

資料3の2ページ目にありますけれども、まず、1-1-3の水辺の公園整備というので  
具体的に3点書いてありますが、前回の期間もこのあたりの水辺の公園整備というのはいつ  
も項目に上がってくるんですけども、結局、実態として何も触れられずに終わってしまうところ  
があるので、具体的な提案がありましたら教えてください。

それから、先ほどのお話にも重なるんですけども、今回のこの提案というのが、満足度  
を高めるということで公園の機能を重視しているということはよくわかるんですけども、そこで  
これまでの新宿区の取り組みというのを生かす意味でも、同時にその小さな自然の空間をい  
かに効率よく配置するという視点も忘れずに、オーバーラップしながらやっていただければ  
と思えます。先ほどの御説明のところ、遊びと公園のその両立というのはなかなか難しい

というお話がありましたけれども、私も中学生の息子がおりますけれども、その母親としてみると、やはり子どもというのは遊びながら自然と触れ合うということが非常に上手ですので、そこにさまざまな生物というのがいろいろなところに配置できる、例えばそのパッチをつないでいたり、コリドーでつながっていたりということで、新宿区全体の公園の自然環境というものの質が高ければ、そこで同時に行うことというのは可能ではないかというふうに思っています。

それから、最後ですけれども、この資料2のほうですが、55ページ以降に、各地域で、特に56ページ等の表で、憩いの場、丸、遊びが二重丸というようなことが書いてありますけれども、これをどういうふうに決めたのかというのを、この後、住民の意見を聞いて最終的に決めるということはわかっているんですけども、もう一度伺いたいと思います。と申しますのは、やはり既存のものを生かすというのも大事なんですけども、思い切って、どういうふうにその地域住民、どういう住民が住んでいるのか、幾つかのパターンがあると思うんですけども、1つとは限らないですが、高齢者のグループ、あるいは家族のグループ、それから若者のグループ、そういったものが、ここは2グループ、ここは3グループ雑居しているというようなもので、そのニーズというのが少し見えてくるのではないかなと思うので、それをその住民の種類、種類というか、質ですよ。そこからこういった提言をしてもいいのではないかなというふうに思います。

以上です。

熊谷会長 いかがでしょうか。

関連した御質問ですか。

林委員 ええ、関連したことで。

熊谷会長 では、お願いいたします。

林委員 区役所の1階で「憩いある公園からのまちづくり」というパンフレットを配布しておりますが、これを見て思いましたが、12の公園がリストアップされています。これは新宿区  
の主な公園なんですけれども、私が区の方にちょっと伺いたいのは、この間の地区協議会の呼びかけで、私も関心があったものですから、年末のある日曜日、朝早くから皆さんで二手に分けて、50人ほどの方が集まりましたけれども、この12の公園を全部歩いてみたんですね。そして地区協議会を初めサポーターの方々の御苦労も本当によくわかりました。たまたまその中の一つにしんかいばし公園というのがありまして、これは中山区長なんかも思い出のある公園のようでして、ここの開所式のお見えになったというようなことが広報にも出

ていましたけれども、これで見ると、この12の公園に限って見ると、全部、開設の年月日とリニューアルというのがあったりなかったりばらばらなんですけれども、要するに、私が思ったのは、きょう、先ほどのお話ですと、これでいきますと150前後、200近い公園が現在算定されているということなんですけれども、どうやらここには12なんです。すると、これからは、このままでいくと、日の当たる公園と、日の当たらない、要するに非常に見捨てられたような場所になっていくんでしょうか。

先ほどの委員のお話も、自分として今度の定義でわからないのは、これも何回も読んでみたんですけれども、ちょっとはっきりしないのは、日本で初めての公園なんて、私が専門家の方々の前で言うのも口幅ったいものであれですけれども、日比谷公園が有名ですけれども、明治、大正の渋沢翁の例を見るまでもなく、あれは、パークという言葉の語源を調べても、やはり公園というのははっきりした定義があるんですけれども、現在、私がこういうのを拝見すると、この中に、理念というかはわかるんですけれども、公園とは何ぞやというようなことが私ども区民としてははっきりわからないんですね。ですから、何回かこれを読んだり、きょうの御説明を伺うと、途中から、どうやらだんだんだんだん多目的広場的な感覚になっているんですよ。ですから、先ほどの方が言われたように、公園と多目的広場と遊び場と憩いの場所が一緒には、本来、同一で考え、論ずることができるものかどうかというのがちょっと私は なかなかそれは、行政の方、御苦労されるんでしょうけれども、そんなふうにまず感じています。

ですから、グループ化というの、公園は、本来、グループなんていうこと、先ほどの渡辺委員も言われましたけれども、公園のグループなんていうのはちょっと、いかにも区民、我々、地域の住民としてみると、これは私ども住民も一緒にグループ化されるみたいな何とも不思議な感覚にとらわれてしまうんですけれども、管理上ではそのほうが非常にやりいいんでしょうけれども、したがって、公園が見捨てられないように、これからはリニューアル化をされていくようですからあれなんですけれども、まずは定義というものを、公園とは何ぞやというのをはっきりしていただきたいということ。

それと、一つ私は考えたんですけれども、やはり憩いの場といっても、憩いといっても若者と少年と子どもと高齢者の方の公園に対する思い入れはそれぞれ違いますので、「じっとしている春の至福かな」という有名な言葉もありますけれども、お年寄りたち、あるいは我々なんかは、じっとして日だまりの中にいるだけで楽しいんですけれども、そのそばではにぎやかな公園もあるということになると、やはりこの公園というものの前提の中では、大

なり小なり、その中に多目的な要素と、それから憩いの場所で、要するに遊びの場所というのを何となく混然一体として設計されたほうがいいのではないかなというような御提案を私はさせていただきたいと思います。これは区民の声です。地区協議会の皆さんの声を聞いていても、皆さんが言いたいことはそういうことなんだなというような気がいたしました。

それと、公園サポーターの方のことでちょっと。この12の公園にはそれぞれのサポーターの方が出て、私どもにいろいろな思い入れとか、それまでの御尽力されていることをお話しされるんですけども、どうもサポーターの方というのは サポーター制度というのを私もよくは知らなかったもので、その後、勉強したんですけども、区のほうからの認定ということなんですけれども、どうやら区の方とは、最近、新宿区のいろいろなお仕事は、指定管理者だとか民間委託と、委託契約というか、委託でされることが非常に多いんですけども、委託されっ放しになるのではなくて、ぜひそういうことにコミュニケーションをとっていただいて、どういうふうな声が、サポーター制度が効率よく動いているかということも知っていただければと思うんですけども。というのは、サポーターの方が余りにも自分で大事にして、もうだれも入れないというふうな、極端なことになると、そういう声も、住民から私、この12を歩いた中で随分聞いたんですよ。やはり余りにも思い入れがあって大事にするがために、ホームレスどころか、お年寄りたち、子どもたちが走り回ることすらもうノーというような形で、絶えず自分の家から見ていて、ですから、先ほどの委員の方が言われたように、余りにも管理ばかりが徹底してしまうと、そこに形骸化してしまうと思うんですね。ですから、そこに本当に思い入れの息の合ったものをぜひこの計画に生かして、具体的にできることで。どうも混然一体としている。余りにもプランが大き過ぎて、どうもちょっと公園としての本来というような、パークの意味は本来はこういうのとはちょっと違うのではないかなと私は思いましたので、一言申し述べました。すみません。

熊谷会長 ありがとうございます。大変いろいろな観点から御意見賜りまして、ありがとうございました。

いかがいたしましょうか。今お二人から御意見いただいたんですが、事務局からお答えできますか。それとも、ほかの方から御意見いただいて、まとめて後から。

みどり公園課長 1つずつやったほうが良いと思います。

熊谷会長 そうですか。では、まず渋谷委員のほうのを覚えておられますか。

みどり公園課長 はい。

熊谷会長 では、お答えをお願いしたいと思います。

みどり公園課長 まず、水辺の問題ですけれども、取組み例の中、3行目に3つあるんですけれども、玉川上水を偲ぶ流れ、これは、今年度から工事をやっております。今年度、240メートルの流れを設置します。来年、再来年と3期に分けて、合計540メートルの流れを設置することになっております。今、工事中ということでございます。

外濠公園の整備ですけれども、外濠公園は新宿区だけの話ではなくて、新宿区、それから千代田区、港区が絡んでおります。区界が複雑に入り組んでいます。それともう一つは江戸城の史跡である、それから風致地区であるということがあって、いろいろな問題があります。なかなか具体的な施策はあらわれてこないんですけれども、検討会等で進めているという現状があります。なかなか形になる施策として取りまとめるのは難しい問題ですので、時間をかけながら調整をしていきたいと考えております。

それから、河川公園の整備ですけれども、今、神田川、妙正寺川とも、河川、雨水対策ということでゲリラ豪雨に耐えられるように河川改修を行っているところですが、改修が済んだところから河川管理用通路として4メートル幅の通路ができます。そこに桜の木を植えたりですとか、一部はそこを河川区域と都市公園区域と重複認定をしまして、河川に近い公園と少し離れた公園を結ぶような形で有機的につなげるというような施策も行っているところです。ただ、河川工事の進行状況によって公園の整備が左右されるので、それもなかなか見えてこない部分があります。河川整備が終了していくところから順に、公園等の整備を進めていきたいと考えているところでございます。

事務局 あと、地域別の方針の中で、各公園に公園が担うべき機能というのが設定されておまして、その件について御質問がありましたけれども、現在印がついています二重丸であるとか丸につきましては、ほぼ現在ある公園が担っている機能で、黒い四角が今後その公園が担っていったらいいかなという機能でして、横棒が、今担っていますけれども、見直したほうがいい機能というところになっております。この各機能を割り振っているのは、これは実はやはり事務局のほうで実際の現場の状況とかを見て判断したもので、地域の方の意見がそのままちょっと反映されているというものではございません。当然、機能分担のような公園整備をする場合については、一つ一つの公園ではなく、ある程度広域的な形で地域の方の御意見を伺いながら整備する必要があると思いますし、実際にそのような形で整備をやりなりましたら、これはきちんと地域の方と御相談しながらやっていきますので、必ずしもこのとおりになるというものではないかなというふうに考えております。

みどり公園課長 あと、機能として自然の視点をというところなんですけれども、なかなかそ

の現状、先ほど申しましたように、1,000平米以下の小さな公園の中でその辺を両立させていくのは非常に難しいところはございます。ただ、これから来年度以降に整備が始まる、今、おとめ山という公園があります。ここは非常に自然がたくさん残っているところですが、その隣接する国家公務員の住宅があるんですけれども、それを国が売りに出しまして、新宿区で買収をすることになっております。その1.2ヘクタールぐらい今ある公園が、2倍ぐらいの公園の広さになる。そこはもう当然、自然を生かして、自然と遊びというところで一体化した機能を持たせたいと考えます。ただ、区内全域にそういうものを分散して設置できるのか、その辺は今後の課題とさせていただきたいと考えております。

次に、林委員の御意見です。

まず、このパンフレットですけれども、これについては我々のほうでつくったパンフレットではございません。地域の方々が自主的に協議会という中でこういう立派な報告書をつくっていただきました。これは地区協議会のメンバーという方々で、先ほど林委員から御紹介のあった人たちがサポーターの活動の一環として行っています。

林委員 早稲田大学と共同で作業したんですね、これは。

みどり公園課長 そうですね。早稲田大学の先生たちと共同してこういうものをつくっていただきました。その概要版が、先ほど林委員がおっしゃっていただいたこの内容になります。私どももこれはいただいているんですけれども、必ずしも私たちの考えとすべて一致しているということではなくて、地域の考え方だというふうに御理解いただきたい。ただ、今後は、これだけ関心のある地域の方々のもとに入って、この今御紹介いただいた12、公園があるんですけれども、その改造ですとか有機的なつながりですとかということを地域の方々と一緒になってつくっていきたいと考えています。ここが非常に一番盛り上がりのある地域で、こういう地域から優先して、公園の改造、それから使い方について取り組んでいきたいと考えております。

それと、もう一つ、公園のそもそも論みたいな、すべての機能が混然一体としてあったほうがいいという御意見、我々もそう思います。ただ、最初から、私どもの最初のほうで御紹介しましたけれども、1,000平米にも満たない公園が3分の2であるということが非常に大きな問題になると思います。公園のいろいろな考え方の中で、今、街区公園という一番基本になる公園があるんですけれども、街区公園、近隣公園、それから地区公園という形になっていくんですけれども、それでも基準としては街区公園は最低2,500㎡という基準になっております。現実には、区の公園は、1,000㎡以下のものがすごく多いという中で、できれ

ばその一つの公園の中でいろいろな機能を持たせたい。今までのつくりもそうしてきたんですけれども、余りにも公園が狭いために、例えば、遊んでいる人たちが別のことをする方とぶつかってしまうですとか、その公園の利用がなかなかうまく回れないという現状があります。用地をどんどん広げられればいいんですけれども、そういうこともなかなか難しい。ただ、この計画の中でも入れているんですけれども、小さな公園の隣接地については売りに出たらもう黙ってでも買うぐらいな考え方は持っています。小さい公園をたくさんつくるのではなくて、これからは小さな公園をいかにして広げていくかと。広げていっていろいろな機能を盛り込めるような形にできるかというところでいろいろな検討をしていきたいと考えております。

もう一つ、サポーターとのコミュニケーション。確かに思い入れの強い方がいらっしゃるし、思い入れが強いと、熱心過ぎて自分の公園みたいに思い込むことがあります。その辺はコミュニケーションをとりながら調整をしていきたいと考えております。現実には、特にこの柏木地区とは我々も一緒になって話し合いをしながら、どういう公園にしていったらいいかということを考えておりますし、これからも話し合いをしていく体制はつくっているところでございます。よろしくお願いいたします。

熊谷会長 ほかにございますでしょうか。

では、金田委員、まずお願いいたします。

金田委員 私は富久町に住んでおまして、昨年4月に富久さくら公園という公園ができました。新宿区で初めてというふうに聞いているので、それが真実かどうかはちょっと確かめていませんけれども、公園が全面芝生張りの公園であります。水辺がありまして、非常に日当たりがいい、緩い斜面になった公園なんですけれども、今ここに出ているような問題は、この富久さくら公園に限り全くないのですね。つまり、小さい水辺があります。ビオトープよりもちょっと大規模かなと思いますが、小さい池があって、水辺があります。そこに子どもたちとお母さんたちが、1日じゅう、その水辺で遊んでおられます。反対側に非常に日当たりのいい桜の大木があるシンボリックなゾーンがあるんですが、そこはお年寄りが1日じゅう日向ぼっこをされて、本を読んでいらしたりしています。

私は、いろいろ公園というのに さっきは定義が必要であろうとか、それから地域の顔が見えないとかというふうな御意見がありましたけれども、すばらしい空間をつくれれば必ず皆さんが集まってこられる。皆さんが集まってこられるところが公園ではないかというふうに思っているんですけれども、どうかぜひ一度、この富久さくら公園をごらんになっていた

だいて、いろいろ考えていただきたいなというふうに今思ったりしています。本当に素晴らしい公園であります。全面芝生張りですので、皆さん、はだしになって、真冬でもはだしになって駆け回ったり、それから芝生に寝ころんで本を読んでいらしたりという、約4,500平米ちょっとありますけれども、素晴らしい公園でございます。これらの問題がすべて解決していると私は今思っているぐらいの素晴らしい公園ですので、ぜひ皆さんに一度見ていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

では、斉藤委員、それからまた次に御指名いたしますので、斉藤委員から。

斉藤委員 すみません、2点だけちょっと。

この身近な公園づくりの基本計画ですけれども、身近ということで、やはり児童公園とか小さい、要するに近くの人が使うということだと思うので、1つは、その利用者はだれで、その利用者がどういうことを求めているかということは、多分、時代とともに変わっているんだと思うんですね。草っ原なんて昔は幾らでもあったので、むしろ公園の遊具がおもしろいというときもあったと思うんですけれども、そういうことで、特にこの基本計画の後ろのほう、各地区ごとに丸とか二重丸でこの機能を書いてございますけれども、やはりそこに対応した利用者というんですか、それがたまたま近くの人でファミリーが多いのか、会社が多いのかとか、そんなのも含めたもの等をちょっとリンクさせて、こういうふうな利用が望まれるし、ニーズがあるのではないかとといったようなことをちょっと加えていただくといいのかなというふうに思いました。

それともう一つは、やはり今の箱物から利用、ソフトみたいな話があって、もちろん公園は愛護会とかサポーターというか、昔からそういうことがあるんですけれども、そこで花壇もやりたいけれども、そこで何か遊ぶグループとか、いろいろなグループがそこにかかわっていると思うんですけれども、そのときにやはりそのグループ間を調整するような人たちですね。先ほど池邊委員がソーシャル・キャピタル、社会関係資本と訳されているんですけれども、やはりグループ内の結びつきというのは割と日本人は得意なんですけれども、グループ間を橋渡しする人がいないということと、それと、上という言い方もあれなんですけれども、区がそれを、例えばどれだけオーソライズしているかという、連絡が先ほどもサポーターに任せっきりにしてしまうとだめだというのは、やはりそこで常に連絡があるし、グループはグループで同じ場所を使っている人たちが横方向でやるという、そういうソフト的

なことをハードプラス入れていただくと、ちょっと検討していただくといいのかなと。

その2点だけよろしくをお願いします。

熊谷会長 よろしいですか。御意見ですので承っておきますか。反論ございますか。

みどり公園課長 反論はございませんけれども。

熊谷会長 いや、例えば、今のこの要旨の2枚目の説明のときに、公園をはぐくむ方針4のところの右のところのサポーター制度の拡充、こんなところが、多分、斉藤委員の言われていることとかぶるのではないかと思いますので、事務局のほうも遠慮せずに、やっていることはやっているというふうにお答えしたほうが。

どうぞ。

みどり公園課長 現実には、サポーター制度はそれ専門の担当の職員を置いております。その担当の専門の職員が常に連絡をとり合って、不満ですとか要望ですとかを受けるし、こちらの要望も伝える、そういうやり方は常に行っております。ただ、すべての公園にサポーターがいるわけではなく、なるべく、この計画の中でもありますけれども、サポーターをどんどんふやしていく。ただ、それでも任せっ放しということではなくて、斉藤委員、おっしゃったように、区が主導しながらよりよい公園を目指していきます。やはり最初にも出ましたけれども、強い人がいると、そこでその人の意向のままに公園になってしまう。なるべくそういうものを防がなければいけないというところもありますので、地域の方すべての人が満足いただけるような公園づくり、そういう理想を持って公園づくりをしていきたいと考えております。

身近な利用者なんですけれども、これは今、絵に書いてあるのは、現状、こういう機能があるということで書いてあります。今現状もやっているんですけれども、1個1個小さな公園については、少しずつ改造は、年に1カ所から2カ所やっています。そのときには、地域の方々にお集まりいただきまして、この公園、どうやって整備していったらいいだろうというのを、今年も、これから工事が始まるんですけれども、西早稲田に近いところでみずき児童遊園というのがありますけれども、300平米ぐらいの公園なんですけれども、そこも三、四回、区が音頭をとりながら地域の人達に集まっていただいて話し合いを行いました。その中でいろいろな意見、機能分担的な話も出ました。一つの例として、ここの遊具はおもしろくないから、少し離れた、大きい道路を渡った向こう側に直したばかりのいい公園があるから、あっちにも行くんですよという話。それがよければ、ではこっちはその機能はなくてもいいのかなというところを含めながら、そういう検討もやっていっているところです。現状

は1個1個の公園でやっているのですが、今度はそうではなくて、やはりそういうところを生かしながら地域の公園でうまく連携がとれればという考えのもとに、最初から地域に入るとき、ここはもうこれですよと機能を決めるのではなくて、皆さん、こういう考え方がありますけれども、どうやっていきますかという話し合いを持ちながら公園をつくっていきたいと考えております。

以上です。

熊谷会長 それでは、椎名委員、お願いいたします。

椎名委員 私は、これで3回目ですか、審議会がね。初めて出席します。今まで議論をしていないので、ちょっと違ったことを言うかもしれませんが、私は東京樹木医会の会長というのをやっております、樹木を見たという感じからの意見ということ申し述べるのが1つと、それから経験的にいえば、大田区の公園を6年間ほど管理、施策、造成していた経験と、それから国営公園を7年ぐらい管理している経験がございますので、そこら辺からも述べさせていただきたいなと思います。

全般的に見ますと、我々がやっていたときより、新宿区の公園、非常によく調べられて、よく研究されているなという印象を私は持ちました。いろいろな資料を見ますと、克明に資料を収集されているし、現場に足を運んでやったということが明確に読み取れるという報告書の内容だと思います。

一つの意見としては、身近な公園づくりとなっているんですけども、この理念のところ、公園から生まれる暮らしのやすらぎ、まちのにぎわいとありますけれども、ちょっとねじれているのかなと思うのは、ここの皆様はお住まいの皆様ですのでそういうことはないかもしれませんが、私ども東京都民の形から見れば、新宿区は都庁所在地、言うなれば県庁所在地という意識はもう一つ必要のかなというような気持ちではあります。都民として、新宿区は県庁所在地ではないかと。そういうものの公園づくりというのがあるとしても、それが、1,000万人が集う公園のまちづくり、ここら辺がきっとそういうものの概念かなというふうに思いました。もちろん新宿はすごく住みやすいところで、私も新宿に勤めていたのが、そうですね、都庁も何年か、五、六年いましたし、昔の新田裏というんですか、あそこにも3年ぐらい、4年間かな いましたので、新宿はある程度知っているんですけども、非常に住みやすいところで、住民の皆さんもすごく愛着があると思います。何と云って住居表示が昔のままですから。ほかの区はないですから、そういう点でもすごくすぐれていて、住民を大切にしている区だなというのがよくわかります。それで住みやすいですよ

ね。非常に便利で、なおかつ静かで住みやすく、すばらしいところだと思います。でも、やはり中心街はまさにある意味で都市。ある意味ではなくて、まさに都心ですよ。第一の都心ですね、今ね。そういう点のものも、勤務者の視点、勤務者の公園の視点というか、そういうものもあっていいかな。この中に入っているんでしょうけれども、あっていいのかなと思います。

あとは、小規模な公園は、恐らくこれに書いてあるとおり、魅力をいかに向上するかと。もうこれは具体的なものだと思いますね。先ほど機能分担でどうのこうのとありますけれども、こういう言葉よりも、むしろ特徴ある公園にして、皆さんがそれぞれに来ていただくということがうんと大事ではないか。機能分担というよりも、やはりその特徴をうまく生かして、何か文化財とかそういうのがあれば、ここに集まれみたいな概念というか、そういうものをうまくできればね。全部できるわけではないですからね、これはね。だから、そういういろいろなカテゴリーを探すんですね。それで、機能分担というよりも、何か利用しやすい、したくなる、そういう店づくりみたいなものですかね、ある意味ショップみたいな、そういう観点も必要なのかなと私は思っております。確かに、従来の街区公園とか近隣公園とか、そういうのもいいんですけども、近隣公園になるといろいろなものがまざっていて、さっきおっしゃったように、すごく魅力のあるものを混然一体となったものでつくれるんですね。でも街区公園は、狭いと、やはり余りいろいろなものを入れると、みんな同じような金太郎あめみたいになってしまう公園になってしまうんですね。だから、やはりそこら辺、うまく特徴を、ここら辺が、逆に言うと、考えどころだと思いますね。そこを考えないとかなかなかお客さんに来てもらえない。

それから、やはり面積をふやすというのは、これは財政状況で非常に難しいというふうにもう思わざるを得ないと思うんですね。むしろ小さい公園をうまく利用していく。そのときには、やはりこのサポーター制度と書いてありますけれども、これはサポーターだけではないですよ、きっとね。もっと生きがいみたいなものを与えることもある程度できるのではないかなという気もしますので、サポーターとかボランティアとか、何かサポーターという、応援、支えているというあれだけでも、そこをうまく利用するみたいなことも必要なのかなと思いますね。

それで、最後はこの目標ですよ。最後はここで評価されるわけですから、サポーターの登録している公園比率、利用者満足度向上と書いてありますけれども、ここら辺をもうちょっと、そう言うては悪いですけども、もうちょっと区として荷物を背負ったほうが、いや、

カテゴリーはもっとあると思うんですね。カテゴリーがあって、もうちょっと荷物を背負ったほうが、45%、60%、そんなに難しくないのではないかなという気がするんですけども、そうでもないですかね。私の感覚だけなのでわかりませんが、ここら辺の目標が一番フィットした、区民とか勤務者にフィットしたソフトの部分でのカテゴリーを選んで、ここら辺が考えどころだと思うんですけども、それをきちんと目標設定して、それに向かって進んでいくというようなことが一番いいのかなと思います。特にお返事は結構でございますので、一応そういうことで。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

では、池邊委員、お願いいたします。

池邊委員 すみません。これは多分、当業界の伝達の仕方だと思うんですが、アセットマネジメントの推進というふうに書いてありまして……

熊谷会長 何ページ。

池邊委員 29ページですね。ここでは、要するに、何か遊具を安全にして施設を修繕して、長く改修時期を集中させないことが重要で、これがアセットマネジメントだというような形に定義されていますが、公園をもっと資産として考えて、運用していくという、価値が下がらないように長期的に運用していくという考え方に基づいて、アセットマネジメントというものを当学会のほうやっていますパークマネジメントという中でやっていますので、多分、ちょっとここは御指導の中に誤りがあったものと思われるので、かなり軸の中の一つとなっていますので誤解を生むかと思しますので、修正をお願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

いろいろ御意見……。

どうぞ、どうぞ。まだお伺いしますけれども、高橋委員、お願いしたいと思います。

高橋委員 椎名委員のことにちょっと力を入れて申し上げますと、私は、これだけのものを盛り込むのは、実は資料を送っていただいたときから検討して、全部つぶしていこうとしたら、もう絶望のほうに立ってしまったので、きょう、実は発言しないつもりだったんですけども、逆に、今、椎名委員がおっしゃったように、何か目玉というのは、私たちは見えるもので考えていましたけれども、見えないものでもいいのではないかと。実は私は代々、新宿区ではありませんけれども、その周辺の区におりましたので、考えてみたら、あそこへ行けば何があると。具体的な名前を出すのはちょっと語弊があるかもしれませんが、新

宿に映画館がある、何とか館があるというような形だけで新宿を知っている人というのが、私のいろいろな形で接触する人たちの言葉の中に多いわけですね。幸か不幸か、今度は変わりますけれども、やはり思い切って、新宿というのは昔はツツジの有名なところだったのが、こんなになってしまったねという話をする方もいるし、それから、いや、一番しゃれた洋品店というのは、実は銀座ではなくて、青山ではなくて、新宿の何とかだよということを一生懸命言う人がいたり、そういう形にしないと、これだけの小さな公園が幾つもあるぐらいの区の中に、改めて整合、全部を満足させることをねらうというのは、やはり難しいではなくて、ちょっと行き過ぎだと思います。

私も10幾つかの市町村にいろいろ御協力させていただいたことがありますけれども、草を植える、花を植えるということまではだれでもできても、もうその花を実際に植えるとなったら、たちまち赤がいい、白がいいというぐあいに分かれてしまうわけですね。それに対しては、やはり選ばれた、あるいは皆さんでその地域の人で選んだ方の意見を生かすとか、そんな形がある種の民主主義ですと私は思います。そういう形にしないと、これだけの人口がいて、これだけのいろいろな考え方、しかも、それはすぐれたというか、すばらしい考えを持った方が大勢いらっしゃるところで、どんどんどんどん絞っていくのは難しいのではなかろうかと。私の立場からいえば、もう木の花が少ないから、木の花で、首都圏の中で木の花があるところはあそこだよと。さっき桜の話が出ましたけれども、そんな形で、それは多分もめて、結論にはならないかもしれませんが、話としてはそれぐらい趣向を凝らないと、目に見えた成果が上がらないのではなかろうかと。とにかく16は失敗だと思っている、私が今まで関与した中でですね。それは、ある程度進んでくると、レベルの違い、あるいは時間のかけ方の違い、好みの違いというのが中に集まっていけないと、どうしても華やかになっていくと。もう少し小さな市だったり、あるいは町だったりしたらできるかもしれないですけれども、やはり新宿区は立派な大き過ぎるところでありながらできなかったと。あえていえば、西新宿をやはりだれもそういうことを考えないでつくったということもあると思いますが、昔と違って、私はそういうところを通そうとする力と意識がなくなりましたので、後期高齢者になる前だったら、多分、こういう世界、こういう機会へ伺ったところで、けんかをしましょうよ、一緒にと、こう申し上げたら、ちょっと無理だと思う。すみません、脱線しまして。

熊谷会長 いいえ、ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

林委員、お願いいたします。簡潔にお願いします。

林委員 この資料を読みまして、ちょっと区の方に教えていただきたいんですけども、やはりこの計画の中に具体的に、余り植物のことが触れていませんが、私が先ほど言いました12の公園を歩いた中で、専門家の方を前にして言うのも口幅ったいんですけども、そういう方の御意見を聞いたり、サポーターの方とか近隣の方の声をまとめると、大体樹木というか、植物のグリーンの種目ですけども、ケヤキから始まって、皆さん、よく御存じのクスノキとかシイノキ、それからサツキ、イネツゲ、それからハナモモ、ヒメシャラ、キンモクセイ、ビワ、アジサイ、バラ、ツバキ、ナンテン、これが大体押しなべてこの12の公園のところにありました。こういうのは、これを進める上において一番中心なのは、今、あの方の、高橋委員も言われていましたけれども、皆さんが パークというのは大体、ふと足をとめるですから、パーキングですからね。だから、そのときに目をやるという意味でいった場合に、これはだれがあれなんですかね。皆さん、要するに、住民の方の希望をアンケートかなんかでとるか、それとも区の皆様が平均的に全部、この公園はもう全部、この植物に関しては同じ方法のものを同じに埋めるんですか。それで管理も同じ方法でやるのか。そこら辺、結構重要なことではないかなと思うんですけども。

以上です。

熊谷会長 では、今の点に簡単にお答えしてください。

みどり公園課長 区は、新しい 古いところはもともと木があったということで、私も30年は勤めていますけれども、それ以前のことはもともと木があったのでちょっとわからないんですけども、一つは、新宿区の木がケヤキであるということで、ケヤキが相当数植わっていることは間違いなくと思います。地元の要望で、やはり区の木だからそれを植えようということはあると思います。ただ、公園づくりをしていくときに、30年ぐらい前からは、もう間違いなく、地元の声を聞きながら公園づくりをしています。そのときに、どんな木がいいですかという話も出ます。そういうときに、こういう木がいいということで植えていることが多くなっています。あとは、手に入りやすいですとか、この新宿の環境になじみやすいということで選定されることが結構多い気はします。ただ、これから先は、例えば、この公園へ行くとこの木だよと、この木があるところはこの公園だよみたいな特徴づけていかれるといいなと考えております。1公園1樹木みたいな特徴ある樹木を使っていけたらというようなことは考えております。これには記載はしてございませんけれども、そのような考えも取り入れていきたいと考えております。

熊谷会長 よろしいでしょうか。大分時間をオーバーして、大事な計画ですので御意見を承りましたけれども、もし何かございましたら。よろしいですか。

まだ、きょうは副会長もお見えではないので、副会長の御意見も一応お聞きしたいと思えますけれども、最後に私のほうから、これからどうしたらいいか等も含めてちょっとお話をさせていただきますけれども、1つは、きょう伺ったいろいろな公園に対する機能だとか定義だとか地域の中とか東京の中とか、あるいは他の公園以外の緑との連携とか、そういう大きな話ですね。それから社会資本の話とか、そちらは、どちらかという、この新宿区みどりの基本計画のほうで実はかなりの部分論じなければいけないことですし、今までも論じてまいりました。今回は、それを受けて、新宿区の魅力ある身近なということは何回も事務局から説明がございましたけれども、いわゆる大公園ではなくて、本当に身近な街区公園のレベルのその価値を見直して、それをこのみどりの基本計画を生かして公園づくりをしようと、こういう視点で一応つくらせていただいているので、まずその辺は御理解いただいて、今回のこの素案の中では到底整理し切れない問題も、実は本来ならここで書かなくてもいいことまで書き込んであるということがちょっと私は気になりました。できることだけを書けばいいのではないかということが1つと、それを整理させていただくことが必要かなということ。

それからもう一つは、皆様からお聞きした中で大切なのは、そういう細かいのをみんな同じ一律に道義的に扱って何とかするのは必ずしも適策ではないのかというような御意見が多かったように思います。それは、最低レベルについての考え方はこうだけれども、次にどこに、それこそ重点的にどういうふうにやっていくかということで、例えば、高橋委員から言われたことは、この表でいくと3 - 1 - 1のところにはひとが集まる花の名所づくりと書いてあって、花の名所をつくらうという意気込みはあるんですけども、多分それが伝わっていないといえますか。だから、全部同じように何か並べてというようなところだけではなくて、少しこの公園の魅力ということがどういうことかと。つまり、本当の新宿を代表しているとか、本当に人に愛されるような、区民に愛されるようなところをきちんと作り上げていくという、そういうのが見えるような形に多分まとめ上げればいいのかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、きょう、このままで、多分、素案の素をとれ、案をとれということにはちょっと無理かなというふうに私、思いましたので、できましたらば、きょういただきました御意見をもとに、事務局と、できましたら副会長と私にお任せいただいて、これの修正をできる範囲内で一度検討させていただいて、その案をもって委員の方々に これ

はどのような形になるかわかりません。個別に修正案をお配りして御意見を伺うかもしれませんが、あるいは場合によっては、またその意見の出方によってはその後のことも考えてみたいと思いますけれども、とりあえず、きょうのところは、きょう承りました御意見を整理して、事務局と私と副会長のほうで責任を持って少し作業をさせていただくという取り扱いでよろしいでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 ありがとうございます。それでは、そんな形で今後進めさせていただきたいと思えます。

ありがとうございます。それでは、本件につきましては審議を終了ということにさせていただきますまして、次の議題に移りたいと思います。

#### 保護樹木等の指定及び解除について

熊谷会長 審議の2つ目、保護樹木の指定、解除について事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、保護樹木の指定及び解除について、資料4をごらんください。御説明いたします。

担当の職員より映像を交えて御説明させていただきます。暗くさせていただきますので、ちょっと御了承いただきたいと思えます。

事務局 担当の児玉と申します。よろしく申し上げます。

今回は、平成21年10月28日から平成22年1月21日までの期間に保護樹木の指定申請が1件、3本、また保護樹木の解除の申請が1件、1本ございました。

では初めに、指定同意書が提出されているものについて御説明いたします。

こちらは、既に2本の保護樹木があるマンションにおいて、樹木が大きく成長したので指定したいとの申し出があったものになります。調査した結果、エノキ1本、クヌギ2本が生育良好で基準を満たしていたため、申請を収受したのものになります。

剪定等は適宜行っておりまして、良好な状態にございました。

保護樹林、保護生垣の指定はなく、以上でございます。

保護樹木の解除について御説明いたします。

こちらは平成4年に指定した八重桜ですけれども、軟こう状のキノコが発生いたしまして、この夏、葉っぱがほとんどつかず、確認しに行った時点で既に枯死に至っております。原因と考えられるものとしては、所有者御自身で行った強剪定により腐朽菌が入ってしまった

ものと考えられます。

現在、こうした強剪定による枯死が多く見られることから、今年度、保護樹木に関するパンフレットを作成して、所有者の方々に配布する予定であります。

保護樹林、保護生垣の解除はございませんでした。

保護樹木の説明は以上となります。

みどり公園課長 本日、きょう、今御説明しました樹木を御承認いただきますと、前回の審議会のときの報告に比べまして保護樹木が差し引き2本多くなりまして、合計1,088本になります。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に何か御質問ありませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、特にないようでございますので、原案どおりお認めいただいたということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

#### 緑確保の総合的な方針（案）について

熊谷会長 保護樹木をお認めいただきましたけれども、次に報告事項がございますので、まず、その報告事項の1つ目に、緑確保の総合的な方針（案）がございます。これについて事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の依田です。よろしくをお願いいたします。

資料5の緑確保の総合的な方針の案について、簡単に説明させていただきたいと思っております。

資料の最初にも書きましたが、この方針は、東京都が民有地の緑を守るために、区市町村の意見を聞きながら東京都全域の緑確保の総合的な方針として作成を行っているものです。方針（案）のパブリック・コメント、都民への意見の募集ですが、こちらにつきましては東京都と区市町村で一斉に実施を行い、区市町村にかかわる部分は各自治体で、そのほかのことに関しては東京都が対応するという仕切りとなっております。

計画の2番に書いてあります位置づけとしましては、東京都の「10年後の東京への実行プログラム」、こちらに策定を位置づけられたものになります。区市町村のみどりの基本計画との調整を図りながら既存の緑の保全を都区市町村共通の課題としてとらえて、合同で方針の策定を行うこととなっております。平成20年8月から東京都と市区町村と一緒に検討して本案をつくったものです。

こちらの方針の案ですが、4番のところに書いてありますが、構成としましては、既存の緑を守る方針、また開発の中で緑をふやす緑のまちづくり指針、こちらが大きな2つの柱になっております。そのほか、先行のプロジェクト事例、いろいろ緑を守る取り組みの先行的なプロジェクトの事例を挙げる、こういった構成が全体になります。

期間としましては、平成22年から31年までの10年間、原則5年ごとに見直しということになります。

既存の緑を守る方針ですが、都区市町村別に、守ることが望ましい緑を段階別にリスト化して公表いたします。新宿区では2カ所公表することとしております。買収によって確保するものとして区立おとめ山公園の拡張用地、また、今後何らかの形で保全していきたいと考えているものとして、個人所有の保護樹林地の固まっている落合地域の保護樹林地の場所を載せていきたいと考えております。

また、緑のまちづくり指針、こちらは開発とあわせて緑を確保する計画ですが、こちらも都区市町村別に、今後10年間に緑を創出する開発をリストと図面で公表いたします。新宿区では、現在事業中の4カ所を公表いたします。

そのほか、新たなプロジェクト事例として、こちらに書きましたような都区市町村の先進的な緑の取り組みを掲載しております。

方針のパブリック・コメントの実施ですが、2月23日から3月24日まで30日間行います。新宿区では、区民の方の新宿区に関する部分の意見のみ受け付けて、そのほかの意見は都が受け付けを行うこととなります。審議会の委員の皆様には、この時期に合わせまして方針（案）を送付させていただきますので、そのときは御意見をよろしく願います。

方針は4月下旬ごろ決定する予定です。

報告は以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

何か今の報告1について御質問ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

みどりのモデル地区、保護樹木制度の拡充事業の実施について

熊谷会長 御質問がないようでしたら、続いて報告の2つ目、みどりのモデル地区、保護樹木制度の拡充事業の実施について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 同じく、事務局の依田です。

資料6をごらんください。

こちらは、前回、10月28日の審議会で御審議いただいた案件のその後の実施状況の報告となります。審議会の後、地域への説明と調整、制度づくり、庁内の他部課との調整等を行いまして、この2月1日からモデル地区事業、保護樹木の拡充事業を実施する運びとなりました。

みどりの推進モデル地区ですが、こちらは緑被率が低い筆筈地域を中心に、22年2月1日から5年間実施いたします。緑化計画書制度、接道部緑化助成制度、みどりの協定制度を活用しまして、高木植栽と生け垣による質の高い緑化、また地域の草花の緑化を誘導いたします。

次のページをお開きください。

3ページに今回の指定の区域図を載せております。

2ページの屋上緑化等推進モデル地区ですが、こちらは、建ぺい率、容積率が高く、中高層の耐火建築物が多い新宿駅の周辺地域を中心に、屋上緑化等の推進モデル地区を指定いたします。こちらと同じく22年2月1日から5年間です。こちらのモデル地区では、緑化計画書制度、屋上等緑化助成制度を活用しまして、また新宿花いっぱい運動を推進しまして、環境に効果の高い屋上緑化、壁面緑化、そして商店街の草花緑化を誘導いたします。

モデル地区の事業の内容につきましては、表にまとめておりますが、前回の審議会で御審議いただいた内容と同じものとなります。このように助成制度等により手厚い支援を行ってまいります。

2月15日の広報しんじゅくに掲載する予定です。

それでは、4ページをあけてください。

続きまして、保護樹木の制度の拡充です。こちらは、今年度、特別保護樹木制度と保護樹木移植制度について要綱を制定いたしまして、こちらも2月1日より事業を開始いたします。

特別保護樹木ですが、保護樹木のうち特にすぐれた樹木、地域のシンボルとなる樹木について、剪定等の維持管理支援を強化し、保護していく制度となります。指定要件等については、こちらの表にまとめたとおりです。特に、所有者等が、滅失、枯死その他やむを得ない事由以外の事由により当該樹木を伐採しないことに同意していることとすることを条件としております。特別保護樹木の指定に関しましては、審議会の意見を聞いて指定すること、指定されましたら、剪定などの維持管理を毎年区が実施する、また、診断、保護のための措置を適宜区が行うということとなります。

今後、景観の部所とも連携しながら指定の調整に当たりたいと考えております。特に、来年度、新宿区でみどりの実態調査、5年に一度の調査を行いますので、その中で特別保護樹木の候補を探していきたいと考えております。

最後に、5ページ、保護樹木移植助成制度について説明いたします。

こちらは、建て替えに伴い保護樹木が指定解除、伐採されることを防ぎ、区の貴重な樹木を守る手段として制度化するものです。対象樹木としましては、建て替え等で支障になったもの、また隣地への越境問題、また日照等の環境問題が発生している樹木、こういったもので、敷地内、もしくは区内に移植するものについて区が補助いたします。助成対象は移植にかかる経費です。工事費の2分の1で、樹木1本当たり30万円を限度、1敷地当たり90万円を限度といたしております。これらの内容も前回の審議会で御審議いただいた内容と同じ形で実施いたします。

以上、前回の審議事項のその後の進捗状況についての報告をさせていただきました。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいまの報告に何か御質問、御意見ございますでしょうか。

林委員、お願いいたします。

林委員 この今御説明いただいた4ページの指定方法なんですけれども、みどりの推進審議会による審議を経て区長が指定とあるんですけれども、これはどういうことなのか教えていただけますか。

事務局 今までも保護樹木は、先ほど私の報告の前に保護樹木の指定解除についての審議がありました。同じように指定という形で上げさせていただいて、審議して決めさせていただきたいと考えております。

熊谷会長 どうぞ。

林委員 これは、何か一覧表が出てきて、それを1本1本というか、どのようなこと。それとも、これはもう前に決められた、この回に、伐採については緊急を要するという事で小委員会を会長が何名かの方を御指名されておりましたから、そちらのほうでやられるのか、それとも我々も関連してくるのかがちょっとわからないんですけれども、方法論がわからないんですけれども。

事務局 通常ですと、審議会のこの場にかけてさせていただきます。ただし、年に2回、あるいは3回の開催ですので、開催直後とかに、すぐに緊急の案件が出てきたような場合は、小委員会という制度を使いまして決めさせていただく場合もあるかと思っております。

熊谷会長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

#### 連絡事項など

熊谷会長 それでは、最後になりましたが、その他、連絡事項について、事務局よりお願いをいたします。

みどり公園課長 それでは、その他の連絡事項です。

机の上に21年度の源泉徴収票をお配りさせていただきました。御収納いただきたいと思えます。

今回は、22年度の第1回みどりの推進審議会の予定ですけれども、それは6月ごろの開催を予定しておりますので、ぜひよろしく申し上げます。委員の皆様には文書にて改めて御通知をいたします。よろしく申し上げます。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございました。

#### 閉会

熊谷会長 それでは、本日の予定しておりました議題について、すべて終了いたしました。座長の不手際で15分ほど超過いたしましたけれども、御容赦いただきたいと思えます。

それでは、本日はどうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時16分閉会